

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公表番号】特表2017-527736(P2017-527736A)

【公表日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【年通号数】公開・登録公報2017-036

【出願番号】特願2017-512793(P2017-512793)

【国際特許分類】

F 04 D 29/56 (2006.01)

F 02 C 9/22 (2006.01)

F 16 H 21/14 (2006.01)

【F I】

F 04 D 29/56 C

F 02 C 9/22 A

F 16 H 21/14

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年10月4日(2019.10.4)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

好ましくは、第2の調節部材と関連するギア段は、駆動輪に噛み合わされる第1の歯車と、第2の調節部材の歯付き部分に噛み合わされる第2の歯車と、ギア段の速度伝達比を変化させるように両方の歯車を互いにからませるためのカップリング手段とを含む。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0035

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0035】

このカップリング手段は、この場合、溝40にあり、その各々のトラッキングフィンガ42アセンブリは、第1および第2の歯車32、34のいずれかによってそれぞれ担持される。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のターボ機械スプリッタ段(16)のブレード(14)の向きを調節するための第1の調節部材(12)と、第2のターボ機械スプリッタ段(22)のブレード(20)の向きを調節するための第2の調節部材(18)とを駆動するための駆動機構(10)にして、ターボ機械の中で両方の調節部材(12、18)を同時に駆動して移動させるための手段を含む駆動機構(10)であって、

第1の調節部材(12)および第2の調節部材(18)を同時に駆動する単一の駆動輪

(24)を含み、駆動輪(24)と第1の調節部材(12)および第2の調節部材(18)のいずれかとの間に配置され、異なる速度伝達比を有する2つのギア段(26、28)を含むことを特徴とする、駆動機構(10)。

【請求項2】

第2の調節部材(18)と関連するギア段(28)の速度伝達比が、ターボ機械の中で駆動輪(24)の角度位置に応じて変化することを特徴とする、請求項1に記載の駆動機構(10)。

【請求項3】

第2の調節部材(18)と関連するギア段(28)が、駆動輪(24)に噛み合わされる第1の歯車(32)と、第2の調節部材(18)の歯付き部分(44)に噛み合わされる第2の歯車(34)と、ギア段(28)の速度伝達比を変化させるように両方の歯車(32、34)を互いにからませるためのカップリング手段(40、42)とを含むことを特徴とする、請求項2に記載の駆動機構(10)。

【請求項4】

第2の調節部材(18)と関連するギア段(28)が、ギア段(28)の速度伝達比を非線形に変化させるように作られることを特徴とする、請求項3に記載の駆動機構(10)。

【請求項5】

第2の調節部材(18)と関連するギア段(28)の両方の歯車(32、34)の回転軸(36、38)が、互いにに関して平行であり、オフセットされることを特徴とする、請求項4に記載の駆動機構(10)。

【請求項6】

両方の歯車のうちの一方(32)が、溝(40)を含み、他方の歯車(34)が、前記他の歯車(34)から軸線方向に突出するフィンガ(42)を含み、フィンガ(42)が、溝(40)に収容され、第1の歯車(32)から第2の歯車(34)にトルクを伝達するように溝(40)と協働することができることを特徴とする、請求項5に記載の駆動機構(10)。

【請求項7】

溝(40)が、第1の歯車(32)に形成され、フィンガ(42)が、第2の歯車(34)によって担持されることを特徴とする、請求項6に記載の駆動機構(10)。

【請求項8】

第1の調節部材(12)と関連するギア段(26)が、駆動輪(24)に噛み合わされる第3の歯車(30)と、第1の調節部材(12)の相補的な歯付き部分(44)とを含むことを特徴とする、請求項1から7のいずれかに記載の駆動機構(10)。

【請求項9】

各スプリッタ段が、前記スプリッタ段(16、22)のブレード(14、20)の向きを調節するための調節部材(12、18)を含み、両方の調節部材(12、18)が、ターボ機械の主軸の周りにターボ機械の中で回転自在に可動であり、請求項1から8のいずれかに記載の駆動機構(10)によって回転自在に駆動されることを特徴とする、前記ブレード(14、20)の向きが変更され得る2つのスプリッタ段(16、22)を含む、航空機ターボ機械。

【請求項10】

各調節部材(12、18)が、これらに関連するギア段(26、28)と関連する第1の歯付き部分(44)と、これらに関連するスプリッタ段(16、22)の各ブレード(14、20)によって担持される歯車と噛み合う第2の歯付き部分とを含むことを特徴とする、請求項9に記載のターボ機械。